

事 務 連 絡  
令和元年 8 月 2 0 日

総支部事務局主管者 各位

港湾貨物運送事業労働災害防止協会  
業務・技術管理部長 白川 欽也

### ヒヤリ・ハット事例の収集について

ヒヤリ・ハット事例の収集と情報の提供については、昨年、総支部事務局主管者の皆様方に収集活動への積極的な取り組みをお願いし、160 を超える事例を収集することができました。

これも皆様方の取り組みによるところが大きく、深く感謝申し上げます。

協会本部としては、収集した情報をもとにヒヤリ・ハット事例データベースの構築を進めてまいります。それがより役に立つものとなるためには、提供される情報の量はもとより、業種別や予想される事故の型別、起因物別に偏りなく情報が提供されるなど質的にも充実したものとする必要があります。

そのため、令和元年度も引き続いて、ヒヤリ・ハット事例の情報の収集を推進することといたしました。

つきましては、業務ご多用中誠に恐縮ですが、下記に沿って、事例の収集への取り組みをお願い申し上げます。

なお、協会本部は、収集したヒヤリ・ハット事例をもとに、事例集やデータベースを作成して機関誌・ホームページを活用して会員事業場への情報提供を行うことを予定しておりますので、申し添えます。

#### 記

#### 1 収集期間

令和元年 9 月 1 日から 11 月末までの間を、ヒヤリ・ハット事例収集強化期間とします。

なお、その後も、継続して収集することとします。

## 2 調査票の配布

別添「ヒヤリ・ハット事例調査票」を荷役作業現場指導委員会等あらゆる機会をとらえて配布し、記入を依頼し、収集を図って下さい。

## 3 調査票の記入方法ととりまとめ

ヒヤリ・ハット事例の発生状況等内容を理解しやすくするために、事例に係る写真・イラスト等も可能であれば併せて添付していただけるようお願いする。

調査票の提出については、以後の取扱いが円滑にできるよう電子データ（エクセル・ワードなど）の形式で行うことを依頼してください。

総支部は会員事業場の記入済みの調査票を取りまとめて本部に送付して下さい。

また、協会のホームページに調査票もアップすることとしており、これをダウンロードして、本部に直接メール [honbumieruka@kouwansaibou.or.jp](mailto:honbumieruka@kouwansaibou.or.jp) で送付する方法もあることを周知して下さい。

## 4 情報の収集に当たっての留意点

港湾貨物運送事業第13次労働災害防止計画において重篤な災害となる恐れの高い「特定災害」として指定された以下の災害が発生した可能性のあるヒヤリ・ハット事例が多く収集されるように配慮方、お願いします。

（注）第13次労働災害防止計画において「特定災害」として指定された災害は以下の通りです。

- ・ 動力クレーン等を使用した作業での荷との接触による災害
- ・ フォークリフト等の荷役運搬機械との接触による災害
- ・ 船内荷役作業での高所からの墜落災害
- ・ 海中への転落災害